

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01411

研究課題名（和文）上場企業の現代的課題に対応した企業法制の検討

研究課題名（英文）Examination of corporate legislation to meet the contemporary challenges of listed companies

研究代表者

白井 正和（Shirai, Masakazu）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：10582471

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、上場企業を巡る現代的課題を明らかにするとともに、同課題を踏まえた望ましい企業法制のあり方につき探求した。上場企業又はその株主が直面する状況のうち、重要性が高いものとして、株主の機関化の進展とMBOや締出し等による退出リスクの高まりを取り上げ、に伴い生じうる法的問題を検討し、企業価値・株主価値の向上の観点から制度改善の提言を行った。に関しては、機関投資家の中でもヘッジファンドに着目し、企業統治や買収の場面で同ファンドが果たしうる機能を分析し、同機能を活用する法制度のあり方を検討した。に関しては、退出が強制される場面における株主の利益保護をどのように実現すべきかに取り組んだ。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義として次の2点が挙げられる。まず、ヘッジファンドに着目してその活用を模索する本研究は、上場企業の価値向上をいかにして実現すべきかという重要課題について、伝統的な機関投資家の役割に注目してきた近年のわが国の検討の方向性とは異なる、新たな解決策を提示するものといえる。第2に、会社から退出が強制される場面における株主の利益保護の問題は、従来も取り上げられることは少なくなかったが、株主が利用可能な救済手段を比較・検討することや、Appraisal Arbitrage等の最近の事象とその機能などを考察することを通じて、企業買収法制の望ましい全体像を模索しようとする点に新規性が認められる。

研究成果の概要（英文）：This study clarified contemporary issues surrounding listed companies and explored desirable corporate legislation in light of these issues. I examined the legal issues that may arise in connection with (1) and (2), and made recommendations for improving the legal system from the perspective of increasing corporate and shareholder value. With regard to (1), I focused on hedge funds among institutional investors, analyzed the functions that hedge funds can fulfill in corporate governance and takeovers, and examined how the legal system should be designed to take advantage of these functions. With regard to (2), I addressed how to protect the interests of shareholders in situations where they are forced to exit the company.

研究分野：会社法、金融商品取引法

キーワード：上場企業 企業買収 MBO ヘッジファンド 機関投資家

1. 研究開始当初の背景

近年では、わが国でも、機関投資家が上場企業の主要な株主として認識されるようになるなど、上場企業における株主の機関化が大きく進展している。そして、株主の機関化が進展した現代の上場企業では、会社法学において伝統的に理解されてきた株主と経営陣との間のエージェンシー問題に加えて、株主である機関投資家の内部における(ファンドマネージャーとファンドの利益の実質的な帰属主体との間の)エージェンシー問題が生じ、投資対象企業の価値向上に向けたファンドマネージャーのインセンティブ不足の問題など、従来の伝統的な企業法学の理解からは対処が容易ではない新たな問題が生じつつある。なお、英国等に倣い近年わが国でも導入されることとなったスチュワードシップ・コードは、年金基金や投資信託、保険会社などの伝統的な機関投資家の内部におけるこうしたエージェンシー問題の軽減を、コードの制定と遵守を通じて(いわば公権力の後押しを受けて)実現しようとするものと位置づけられる。

こうした状況を踏まえ、本研究は、以上の二重の意味でのエージェンシー問題の存在を認識した上で、スチュワードシップ・コードのように年金基金等の伝統的な機関投資家の活動に着目するのではなく、むしろ投資対象企業の価値向上を促す新たなプレイヤーとしてヘッジファンドを主に取り上げ、企業統治(コーポレート・ガバナンス)や企業買収といった場面でヘッジファンドがどのような社会的に有益な機能を果たしうるかについて分析するとともに、どのように制度を改善すれば同機能を有効活用することができるかについても検討することとした。本研究がヘッジファンドに注目することとした理由としては、ヘッジファンドは、そのビジネスモデルを踏まえれば、年金基金等に代表される伝統的な機関投資家であっても逃れることができなかった株主の権利行使に伴う集合行為問題を克服する可能性を大いに有する主体であると評価できるため、上場企業の価値向上を促す主体という点で伝統的な機関投資家以上に望ましいと考える理論的な根拠があることが挙げられる(Marcel Kahan & Edward B. Rock, *Hedge Funds in Corporate Governance and Corporate Control*, 155 U. PENN. L. REV. 1021 (2007)参照)。すなわち、伝統的な機関投資家の多くは、分散投資戦略を採用することやファンドマネージャーの報酬の多くはファンドの資産規模を基礎としたものであることを踏まえれば、伝統的な機関投資家には特定の投資対象会社に深く関与するタイプの活動に従事するインセンティブがどうしても不足する傾向にある。これに対して、ヘッジファンドに関しては、集中投資が可能であることやファンドマネージャーの報酬が完全な業績連動型であることを踏まえれば、伝統的な機関投資家とは異なり、特定の投資対象会社の経営に深く関与するタイプの活動を積極的に行うインセンティブは十分にあると考えられる。

以上の内容に加えて、わが国の上場企業をめぐる現代的課題に広く取り組むという本研究の問題関心からは、MBOや支配株主による締出しなどを通じた上場企業からの退出の強制の場面における少数派株主の利益保護の問題も避けては通れない。わが国でも、2000年代の中盤以降、MBOや締出しなどを通じて少数派株主が上場企業から退出を強制される事例を日々目にするようになってきているが、わが国では、欧米などの諸外国と比較して、退出が強制される場面における少数派株主の利益保護の仕組みは(少なくとも研究開始当初に当たる2019年4月の時点では)十分であるとはいえない状況にあったからである。そして、少数派株主の利益保護が不十分なものであれば、投資家はわが国での株式投資そのものに対する不信・不満を募らせる可能性が高く、わが国の資本市場の発展を阻害する可能性すら否定できないところであった(Rafael La Porta et al., *Investor Protection and Corporate Valuation*, 57 J. FIN. 1147 (2002)参照)。

2. 研究の目的

以上の研究開始当初の状況を背景として、本研究では、わが国の上場企業をめぐる現代的課題を明らかにするとともに、同課題を踏まえた望ましい企業法制のあり方について探求することとした。具体的には、上場企業またはその株主が今日直面している様々な状況のうち、特に重要性が高いものとして、株主の機関化の進展とMBOや支配株主による締出しなどを通じた退出リスクの高まりの2点を取り上げ、これらに伴い生じうる法的問題を分析・検討するとともに、研究開始当初の時点におけるわが国の法制度ではこうした問題に十分に対応できていない可能性が否定できなかったことから、企業価値または株主価値の向上という観点から制度改善の提言をすることも目的とした。

このうち、株主の機関化の進展に関しては、機関投資家の中でも特にヘッジファンドを取り上げ、企業統治や企業買収の場面でヘッジファンドが果たしうる機能を理論的に分析するとともに、同機能を有効活用する法制度のあり方を検討した。また、MBOや支配株主による締出しなどを通じた退出リスクの高まりに関しては、退出が強制される場面における株主の利益保護をどのように実現すべきかという課題に取り組んだ。なお、における検討はそれぞれ独立

して行われるものではなく、 に関する検討を進めることで の問題に対する新たな視点が得られたり、問題解決のための新たな道筋が示されたりする可能性がある(議論の相互補完性が認められうる)ため、同時並行的に研究を進めた。

3. 研究の方法

このように、本研究は、上場企業をめぐる現代的課題を明らかにするとともに、同課題を踏まえた望ましい企業法制のあり方について探求することを目的としている。本研究の方法(アプローチ)の面における特徴としては、大きく次の3点が挙げられる。第1に、株主の機関化の進展に関し、ヘッジファンドに着目してその活用を模索する本研究は、上場企業の価値向上をいかにして実現すべきかという重要課題について、伝統的な機関投資家の役割に注目してきた近年のわが国の検討の方向性とは明確に異なり、それが故に新たな解決策を提示する可能性が見込まれる。こうしたヘッジファンドに着目する研究の方向性は、確かにスチュワードシップ・コードなどのわが国がこれまで政策として推し進めてきた内容とは異なるものではあるが、伝統的な機関投資家については、特定の投資対象会社に深く関与するタイプの活動に従事するインセンティブが不足する傾向にあることは否めず、こうしたインセンティブの不足を(そのビジネスモデルとは必ずしも合致しないにもかかわらず)コードで補うという仕組みには一定の限界があるといわざるを得ない。伝統的な機関投資家がコードの形式的な遵守それ自体を目的に行動する可能性も否定できず、非効率な対応をするようになるおそれが危惧されるからである。

第2に、MBO や支配株主による締出しなどを通じた退出リスクの高まりに関し、会社から退出を強制される場面における少数派株主の利益保護の問題は、わが国の学説上もこれまで取り上げられること自体は少なくなかったが、少数派株主が利用可能な救済手段(差止め・損害賠償・株式買取請求など)を比較・検討することや、ヘッジファンドによる Appraisal Arbitrage などの比較的最近の事象とその果たしうる機能等を考察することを通じ、わが国の企業買収法制の望ましい全体像を模索しようとする点に、本研究の方法面における特徴が認められる。また、主として MBO や締出しなどの構造的な利益相反のある企業買収の場面における手続的な公正さ、中でも利益相反を排除または軽減するための措置(利益相反排除措置、公正性担保措置)の具体的な中身について理論的な観点から検討を試みており、こうした検討については、裁判所は基本的には手続審査に注力することを明らかにしたジュピターテレコム事件最高裁決定(最決平成28年7月1日民集70巻6号1445頁)を受け、近年ではわが国でも、MBO や締出しなどの場面における手続的な公正さが重要な争点となっていることからすれば、本研究は、学界のみならず企業買収の実務に対しても高い波及効果が期待できるだろう。

第3に、上記 に関し、ヘッジファンドが果たしうる機能や企業買収の場面における法制度の有効性等を分析するに当たっては、状況が先行する諸外国における実務および学説上の議論を正確に理解し、わが国における応用可能性を緻密に検討することが必要であるが、そのためには、企業法学のみならず、ミクロ経済学等の他の社会科学の方法論に基づく分析が必須であり、方法論に関してそのような学際的な手法を採用する点で本研究は特色を有する。このような特色を有する本研究は、上場企業における現代的課題を踏まえた上で、わが国で現実に妥当する可能性の高い制度改善の提言をその成果として実現することを期待でき、わが国の企業法制の発展に寄与し得る重大な意義を有するものと考えられる。

4. 研究成果

(1) 既に述べたように、本研究は、上場企業をめぐる現代的課題を明らかにするとともに、同課題を踏まえた望ましい企業法制のあり方について探求するものである。具体的には、上場企業またはその株主が今日直面している状況のうち、特に重要性が高いと考えられるものとして、株主の機関化の進展の点、および MBO や支配株主による締出しなどを通じた退出リスクの高まりの点を取り上げ、これら に伴い生じうる法的問題を分析・検討するとともに、企業価値または株主価値の向上という観点から制度改善の提言を試みた。また、とりわけ近年ではわが国でも上場企業をめぐる状況の変化が激しいことを踏まえ、研究開始時(令和元年度)以降の状況の変化に伴い新たに注目されるようになった上場企業における 以外の課題についても、適宜取り組むこととし、実際に検討を行った。

(2) 研究初年度に当たる令和元年度は、特に の点について分析を深めた。中でも、現代における機関化した株主の代表的な例であるヘッジファンドを対象に、企業買収の場面における同ファンドによる株式買取請求権の行使を目的とした株式の買い集め(Appraisal Arbitrage)について、理論的な観点からその機能面の分析を深めるとともに、実証研究の結果も紹介しつつあるべき政策論を論じた(白井正和「ヘッジファンドによる株式買取請求を目的とした株式の買い集めとその評価」同志社法学71巻1号)。また、機関投資家の活動の活発化に伴い今後増加が予想される(実際にも最近増加しつつある)敵対的買収に関して、わが国の判例法理を踏まえつつ買収防

衛策の有効性の判断枠組みを分析・検討した（白井正和「買収防衛策の有効性の判断枠組み」法学教室 471 号）。

その上で、 の点に関しては、会社の非上場化を実現する際の有力な手段である金融商品取引法上の公開買付制度を対象に、同制度の日本法における特徴とその正当化根拠を考察する英語論文を執筆した。同論文は、定評のあるドイツの学術系出版社の出版する書籍に論文として収録されている（Masakazu Shirai, *Characteristics of the Japanese Tender Offer System and its Rationale*, in *GERMAN AND EAST ASIAN PERSPECTIVES ON CORPORATE AND CAPITAL MARKET LAW*）。

(3) 次に、研究 2 年目に当たる令和 2 年度は、本研究が前年度に の点に注力したことを踏まえて、特に の点について分析を深めた。中でも、新たな買収手段として令和元年会社法改正により導入された株式交付制度について理論的な観点から考察を深め、今後の検討課題等を整理した（白井正和「株式交付制度」法の支配 199 号）。また、研究代表者が編著兼著者として出版に深く関与した書籍において会社の非上場化の場面における法的問題を分析・検討し、当該場面における株主の有力な救済手段である株式買取請求制度について、判例法理の体系的整理を試みるとともに、あるべき政策論を論じた（田中亘 = 白井正和 = 久保田修平 = 内田修平編『論究会社法』）。そのほか、株式併合を通じた株主の締出しの場面における開示制度の改正についても検討を加えた（田中亘ほか編著『Before/After 会社法改正』）。

次に、 の点に関しては、令和元年会社法改正で導入された主に上場会社を対象とした社外取締役の選任義務づけについて考察し、生じうる法的問題に係る解釈論を示した（白井正和「社外取締役の選任義務づけと業務執行の委託」商事法務 2234 号）。その他、上場会社を巡る現代的課題として、議決権種類株式の上場に関する問題について理論的な観点から考察を深めるとともに（白井正和「有価証券上場規程の具体的検討(7)」金融商品取引法研究 17 号）上場会社における会社・株主間契約の法的課題について詳細な検討を行い、その成果を実務家・研究者による共著の書籍のうちの一章として公表した（田中亘 = 森・濱田松本法律事務所編『会社・株主間契約の理論と実務』）。

(4) 研究 3 年目に当たる令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き の点について特に力を入れて分析を深めた。中でも、会社の非上場化の場面における株主にとって利用可能な有力な救済手段である株式買取請求制度を題材に、同制度に関する分析・検討に力を入れた。わが国でこの約 10 ~ 15 年程度の期間で急速に形成されてきた株式買取請求制度に関する裁判所の判例法理においては、ファイナンス理論等に代表される法学以外の様々な知見がその理解にとって必要不可欠となるなど、裁判所の決定文それ自体においてもかなり複雑かつ高度な内容が示されるようになっており、現時点における判例法理の全体像や到達点を正確に理解しようとするだけでも容易なことではない。こうした点を踏まえて、令和 3 年度は、株式買取請求制度をめぐるわが国の現在の判例法理の到達点をまずは明らかにするとともに、その理論的課題や改善点等を提言することに正面から取り組んだ（田中亘編著『数字でわかる会社法〔第 2 版〕』の第 8 章「友好的美醜・組織再編と株式買取請求権」、および白井正和「株式買取請求における公正な価格(2)」会社法判例百選〔第 4 版〕）。

そのほか、令和 3 年度には、会社の中でも上場企業を主に念頭に置きつつ会社法の基本的な考え方を解説するテキストを執筆するとともに（中東正文 = 白井正和 = 北川徹 = 福島洋尚『ストゥディア会社法〔第 2 版〕』）上場企業の株式取引をめぐる今日的な問題の一つとして、私設取引システムである PTS における相場変動を目的とした見せ玉の金融商品取引法違反の問題を考察する論稿を執筆し、公表した（白井正和「同一企業集団に属する別法人の従業員による PTS の相場変動を目的とした見せ玉と課徴金納付命令」金融法務事情 2169 号）。

(5) 研究 4 年目の令和 4 年度には、前年度に引き続き の点について分析を深めるとともに、 の点にも力を入れることとした。このうち、 の点に関しては、わが国でも近年実務において特に問題となっている親子上場を題材に、支配株主による締出しの場面における子会社少数株主の利益保護の観点から、子会社取締役の義務と責任について検討し、その結果を実務家との共著の形で論文として公表した（白井正和 = 朽網友章「親会社のある上場会社における少数株主保護法制的検討」商事法務 2313 号）。

次に、 の点に関しては、機関投資家による上場企業における株主・経営者間のエージェンシー問題解決の重要な手段の一つとも位置づけられる敵対的買収（同意なき買収）について、2021 年にわが国で実際に行われた 4 件の事例を題材に、理論的な観点からの考察を中心に買収防衛策の有効性の判断枠組みを検討し、その結果を論文として公表した（白井正和「近時の裁判例を踏まえた買収防衛策の有効性に関する判例法理の展開」民商法雑誌 158 巻 2 号）。

以上のほか、上場企業における取締役の報酬規制と任務懈怠責任・経営判断原則の関係について分析するとともに（白井正和「代表取締役による各取締役の報酬額の決定と任務懈怠責任」商

事法務 2297 号) スタートアップ企業を題材に種類株式の利用の可能性を模索し、特に新規上場の場面における複数議決権株式の利用について米国の学説にも触れつつ紹介した(白井正和「スタートアップ投資・新規上場と種類株式」ジュリスト 1576 号)。

(6) 最後に、研究最終年に当たる令和 5 年度は、前年度までに進めていた の点に関する研究内容を踏まえつつ、特に の点に力を入れることとした。中でも令和 5 年度は、同年 8 月に経済産業省から「企業買収における行動指針 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」が策定・公表されたことを受けて、わが国において買収提案をめぐる対象会社の取締役・取締役会の行動規範に関する議論が大きく進展することが期待されるどころ、本研究では同指針の内容に関する理論的な観点からの検討を行い、その成果として論稿をいち早く公表した(白井正和「『企業買収における行動指針』の理論的検討(1) 買収提案を巡る取締役・取締役会の行動規範、買収に関する透明性の向上」ジュリスト 1592 号)。また、MBO の場面における株主利益を保護する手段として期待されるマーケットチェック(中でも事前に行われる積極的なマーケットチェック)について論じたほか(白井正和「MBO における手続的な公正さとマーケットチェック」商事法務 2326 号) 企業買収の分野における近時の著名な 2 件の裁判例を題材に、その判断の背後にある理論的な考え方や実務に与える影響等に関して考察を試みた(白井正和「最近の買収防衛策を巡る動向(2)」日本取引所金融商品取引法研究 26 号)。

次に、 の点に関しては、(ヘッジファンドの活動に代表される)株主アクティビズムの世界的な潮流に対する、ある種の会社側の対抗策として近時世界中で注目を集めている複数議決権株式の上場について、令和 4 年度に実施した研究を引き継ぎさらに発展させる形で、その機能と問題点を詳細に論じ、わが国で上場株式として同株式を利用する際の制度のあり方についても立ち入りつつ検討を試みた(白井正和「複数議決権株式の上場に関する一考察」岩原紳作先生 = 山下友信先生 = 神田秀樹先生古稀記念『商法学の再構築』)。

以上のほか、令和 5 年度には、上場企業における法人株主の議決権行使をめぐる近時の問題につき、代表的な裁判例の事案を踏まえつつ理論的な観点から検討を試みた(白井正和「書面による議決権行使と法人株主の使用人による株主総会会場への入場」商事法務 2332 号)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 白井正和	4. 巻 2297号
2. 論文標題 代表取締役による各取締役の報酬額の決定と任務懈怠責任	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 47-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 158巻2号
2. 論文標題 近時の裁判例を踏まえた買収防衛策の有効性に関する判例法理の展開	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 283-326
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 1576号
2. 論文標題 スタートアップ投資・新規上場と種類株式	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 49-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和=朽網友章	4. 巻 2313号
2. 論文標題 親会社のある上場会社における少数株主保護法制の検討	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 4-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 2169号
2. 論文標題 同一企業集団に属する別法人の従業員によるPTSの相場変動を目的とした見せ玉と課徴金納付命令	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 59-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 別冊ジュリスト254号
2. 論文標題 株式買取請求における公正な価格(2)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 神作裕之ほか編『会社法判例百選〔第4版〕』	6. 最初と最後の頁 174-175
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 2234号
2. 論文標題 社外取締役の選任義務づけと業務執行の委託	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 4 - 13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 17号
2. 論文標題 有価証券市場規程の具体的検討(7) 議決権種類株式の上場	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本取引所金融商品取引法研究	6. 最初と最後の頁 181 - 222
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 199号
2. 論文標題 株式交付制度	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 100 - 111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 2254号
2. 論文標題 一人会社における株式譲渡担保契約の締結と議決権の帰属	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 63 - 68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 71巻1号
2. 論文標題 ヘッジファンドによる株式買取請求を目的とした株式の買い集めとその評価	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 同志社法学	6. 最初と最後の頁 587-612
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14988/pa.2019.0000000385	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 471号
2. 論文標題 買収防衛策の有効性の判断枠組み(最決平成19・8・7)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 25-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 2196号
2. 論文標題 賠償責任保険普通保険約款2条1項1号が定める控除規定の適用場面	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 55-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 2326号
2. 論文標題 MBOにおける手続的な公正さとマーケットチェック	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 49-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 2332号
2. 論文標題 書面による議決権行使と法人株主の使用人による株主総会会場への入場	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 45-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 2336号
2. 論文標題 複数議決権株式の新規上場と上場後の時の経過に伴う問題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 51-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 1592号
2. 論文標題 「企業買収における行動指針」の理論的検討(1)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 20-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白井正和	4. 巻 26号
2. 論文標題 最近の買収防衛策を巡る動向(2)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 日本取引所金融商品取引法研究	6. 最初と最後の頁 61-108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 山本爲三郎 = 高田晴仁 = 島田志帆 = 柳明昌 = 杉田貴洋 = 久保田安彦 = 加藤貴仁 = 白井正和
2. 発表標題 株式制度の再検討
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 田中亘 = 飯田秀総 = 久保田安彦 = 小出篤 = 後藤元 = 白井正和 = 松中学 = 森田果	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 310
3. 書名 数字でわかる会社法〔第2版〕	

1. 著者名 中東正文 = 白井正和 = 北川徹 = 福島洋向	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 261
3. 書名 ストウディア会社法〔第2版〕	

1. 著者名 別冊商事法務編集部編（白井正和ほか26名執筆）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 300
3. 書名 別冊商事法務No.454 令和元年改正会社法 立案担当者・研究者による解説と実務対応	

1. 著者名 田中亘=白井正和=久保田修平=内田修平編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 392
3. 書名 論究会社法	

1. 著者名 田中亘=梅野晴一郎=沖隆一=加藤貴仁=齊藤真紀=遠英基編著（白井正和ほか28名執筆）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 224
3. 書名 Before / After 会社法改正	

1. 著者名 田中亘=森・濱田松本法律事務所編（白井正和ほか22名執筆）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 474
3. 書名 会社・株主間契約の理論と実務	

1. 著者名 Holger Fleischer, Hideki Kanda, Kon Sik Kim and Peter Mulbert eds.（Masakazu Shiraiほか12名執筆）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 259
3. 書名 German and East Asian Perspectives on Corporate and Capital Market Law: Investors versus Companies	

1. 著者名 松井秀征 = 田中亘 = 加藤貴仁 = 後藤元編（白井正和ほか23名執筆）	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 718
3. 書名 商法学の再構築	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------